

令和3年 2 月 15 日開会

令和3年 月 日閉会

宮古市議会定例会令和3年3月定例会議案

(2)

4分冊の4

議 案 目 次

議案番号	件 名
議案第55号	宮古市手数料条例の一部を改正する条例
議案第56号	宮古市公民館条例の一部を改正する条例
議案第57号	高浜地区道路整備（その1）工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについて
議案第58号	宮古市立河南中学校擁壁改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

議案第55号

宮古市手数料条例の一部を改正する条例

宮古市手数料条例（平成17年宮古市条例第79号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
事務	名称	金額		事務	名称	金額	
1～49 [略]				1～49 [略]			
50 長期優良住宅の普及促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」といふ。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査を含む。）	長期一戸建ての住宅以外の用に供する建築物部分（人の居住の用に供する建築物部分を除く。）（平成20年等計のものに限る。）	(1)～(3) [略]		50 長期優良住宅の普及促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」といふ。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査を含む。）	長期一戸建ての住宅以外の用に供する建築物部分（人の居住の用に供する建築物部分を除く。）（平成20年等計のものに限る。）	(1)～(3) [略]	
		共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項、第57項及び第58項並びに第65項から第67項までにおいて同じ。）の床面積の合計が500平方メートル以下のもの（新築に係るものに限る。）				(1)～(3) [略]	
		共同住宅等の床面積の合計が500平方メートル以下のもの				(1)・(2) [略]	

		(新築に係るものを除く。)	
		[略]	
51～56 [略]			
57 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「都市低炭素化促進法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の申請に対する審査	低炭素建築物	申請1件につき、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額	
	新築	(1) 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは人の居住の用に供する部分を有する建築物(一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。以下この項及び第58項において「住宅・非住宅複合建築物」という。)の住戸	
	ア・イ	[略]	
	ウ	床面積(ア)・(イ)の合計が400平方メートルを超えるもの	[略]

		下のもの(新築に係るものを除く。)	
		[略]	
51～56 [略]			
57 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「都市低炭素化促進法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の申請に対する審査	低炭素建築物	申請1件につき、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額	
	新築	(1) 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは人の居住の用に供する部分を有する建築物(一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。以下この項及び第58項において「住宅・非住宅複合建築物」という。)の住戸	
	ア・イ	[略]	
	ウ	床面積(ア)・(イ)の合計が400平方メートルを超えるもの	[略]
	エ	床面積(ア) 13万6,000円	
		の合計が(イ) 2万7,000円	
		800平方メートルを超える	
		2,000平方メートル以下のもの	
	オ	床面積(ア) 19万5,000円	
		の合計が(イ) 4万5,000円	
		2,000平方メートルを超える	

(2) 共同住宅等の建築物全体 (認定申請が住戸及び建築物

4,000 平 方メートル以下の もの	
カ 床面積 (ア) 27万8,000円	
の合計が (イ) 8万円	
4,000 平 方メートルを超え 8,000 平 方メートル以下の もの	
キ 床面積 (ア) 37万6,000円	
の合計が (イ) 12万6,000円	
8,000 平 方メートルを超え 16,000 平 方メートル以下の もの	
ク 床面積 (ア) 49万3,000円	
の合計が (イ) 15万8,000円	
16,000 平 方メートルを超え 24,000 平 方メートル以下の もの	
ケ 床面積 (ア) 57万9,000円	
の合計が (イ) 16万9,000円	
24,000 平 方メートルを超え るもの	
(2) 共同住宅等の建築物全体 (認定申請が住戸及び建築物	

全体に係るものを含む。) 設計一次エネルギー消費量(建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号) I の第2の2の2-1に規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下この項において同じ。)を同告示 I の第2の2の2-3(2)イに定める数値とする場合は(1)アからウまでに定める額に、次に掲げる共同住宅等の共用部分(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下この項及び第58項において同じ。)の床面積((2)ア及びイにおいて「床面積」という。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額、設計一次エネルギー消費量を同告示 I の第2の2の2-3(2)ロに定める数値とする場合は(1)アからウまでに定める額

ア [略]	
イ 床面積の合計が300平方メートルを <u>超える</u> もの	(ア)・(イ) [略]

全体に係るものを含む。) 設計一次エネルギー消費量(建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号) I の第2の2の2-1に規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下この項において同じ。)を同告示 I の第2の2の2-3(2)イに定める数値とする場合は(1)アからケまでに定める額に、次に掲げる共同住宅等の共用部分(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下この項及び第58項において同じ。)の床面積((2)アからカまでに)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額、設計一次エネルギー消費量を同告示 I の第2の2の2-3(2)ロに定める数値とする場合は(1)アからケまでに定める額

ア [略]	
イ 床面積の合計が300平方メートルを <u>超え</u> 2,000平方メートル以下のもの	(ア)・(イ) [略]
ウ 床面積	(ア) 27万7,000円

						の合計が (イ) 8万円
						2,000 平方メートルを超えるもの
						5,000 平方メートル以下のもの
					エ 床面積 (ア) 35万6,000円	
					の合計が (イ) 12万6,000円	
						5,000 平方メートルを超えるもの
						10,000 平方メートル以下のもの
					オ 床面積 (ア) 42万5,000円	
					の合計が (イ) 15万8,000円	
						10,000 平方メートルを超えるもの
						25,000 平方メートル以下のもの
					カ 床面積 (ア) 49万5,000円	
					の合計が (イ) 19万8,000円	
						25,000 平方メートルを超えるもの
				(3) 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物を除く。）		(3) 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物を除く。）

ア 床面積 の合計が 300平方 メートル 以下のも の	(ア) 次に掲げる 申請の区分に応 じ、それぞれ次に 定める額 a 建築物のエ ネルギー消費 性能(建築物の エネルギー消 費性能の向上 に関する法律 (平成27年法 律第53号。以下 「建築物省エ ネ法」という。) 第2条第2号に 規定するエネ ルギー消費性 能をいう。以下 この項及び第 62項から第67 項までにおい て同じ。)が建 築物エネルギ ー消費性能基 準等を定める 省令(平成28年 経済産業省・国 土交通省令第1 号。以下この項 及び第62項か ら第67項まで において「省 令」という。) 第1条第1項第1 号イに定める 基準に適合す るものとして された認定申 請 23万9,000
---	--

ア 床面積 の合計が 300平方 メートル 以下のも の	(ア) 23万9,000円
---	---------------

		<p>円</p> <p>b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 9万6,000円</p>			
		(イ) [略]			(イ) [略]
イ	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	<p>(ア) 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 29万7,000円</p> <p>b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 12万円</p>		イ	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
		(イ) 1万7,000円			(ア) 38万円
					(イ) 2万7,000円
				ウ	床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの
					(ア) 54万円
					(イ) 8万円

	以下のもの	a 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 10万9,000円
		b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 4万8,000円
		(イ) [略]
イ	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	(ア) 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 13万8,000円 b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてさ

	以下のもの	(イ) [略]
		(ア) 17万9,000円
		イ 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの

れた認定申請

6万3,000円

(イ) 1万7,000円

(5) 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを

(イ) 2万7,000円

ウ 床面積 (ア) 27万7,000円

の合計が (イ) 8万円

2,000平

方メートル

を超える

5,000平

方メートル

以下の

もの

エ 床面積 (ア) 35万6,000円

の合計が (イ) 12万6,000円

5,000平

方メートル

を超える

10,000平

方メートル

以下の

もの

オ 床面積 (ア) 42万5,000円

の合計が (イ) 15万8,000円

10,000平

方メートル

を超える

25,000平

方メートル

以下の

もの

カ 床面積 (ア) 49万5,000円

の合計が (イ) 19万8,000円

25,000平

方メートル

を超える

るもの

(5) 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを

		含む。) (1)アから <u>ウ</u> まで並びに(2)ア及びイに定める額を合算した額に、(3)ア及びイ(住宅・非住宅複合建築物の住戸共用部分を除いた部分が専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として市長が認める部分(以下この項及び第58項において「工場等専用部分」という。)である場合にあっては、(4)ア及びイ)に掲げる住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(3)ア及びイ(住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあっては、(4)ア及びイ)に定める額を加算した額
58 都市低炭素化促進策建築物	低炭素建築物	申請1件につき、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額
第1項の規新築	等計	(1) 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは住宅・非住宅複合建築物の住戸 第57項(1)アから <u>ウ</u> までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)アから <u>ウ</u> までに定める額
く低炭素画変建築物新更認	等計	(2) 共同住宅等の建築物全体(変更認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。) 第57項(1)アから <u>ウ</u> まで並びに同項(2)ア及びイに定める床面積の合計の区分に応じ、
築等計画定申	等計	
の變更の請手	等計	
認定の申数料	等計	
請に對する審査	等計	

		含む。) (1)アから <u>ケ</u> まで及び(2)アから <u>カ</u> までに定める額を合算した額に、(3)アから <u>カ</u> まで(住宅・非住宅複合建築物の住戸共用部分を除いた部分が専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として市長が認める部分(以下この項及び第58項において「工場等専用部分」という。)である場合にあっては、(4)アから <u>カ</u> まで)に掲げる住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(3)アから <u>カ</u> まで(住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあっては、(4)アから <u>カ</u> まで)に定める額を加算した額
58 都市低炭素化促進策建築物	低炭素建築物	申請1件につき、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額
第1項の規新築	等計	(1) 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは住宅・非住宅複合建築物の住戸 第57項(1)アから <u>ケ</u> までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)アから <u>ケ</u> までに定める額
く低炭素画変建築物新更認	等計	(2) 共同住宅等の建築物全体(変更認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。) 第57項(1)アから <u>ケ</u> まで及び同項(2)アから <u>カ</u> までに定める床面積の合計の区分に応じ、
築等計画定申	等計	
の變更の請手	等計	
認定の申数料	等計	
請に對する審査	等計	

それぞれ同項(1)アからウまで及び同項(2)ア及びイに定める額を合算した額

(3) 人の居住の用に供する部分を有しない建築物(専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物を除く。)備考第3項の規定により算定した面積の第57項(3)ア及びイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(3)ア及びイに定める額

(4) 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物 第57項(4)ア及びイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(4)ア及びイに定める額

(5) 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体(変更認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。)第57項(1)アからウまで、同項(2)ア及びイ並びに同項(3)ア及びイ(住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあっては、同項(4)ア及びイ)に定める床面積の合計(同項(3)ア及びイに定める床面積の合計を算定する場合にあっては、住宅・非住宅複合建築物の住

じ、それぞれ同項(1)アからケまで及び同項(2)アからカまでに定める額を合算した額

(3) 人の居住の用に供する部分を有しない建築物(専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物を除く。)備考第3項の規定により算定した面積の第57項(3)アからカまでに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(3)アからカまでに定める額

(4) 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物 第57項(4)アからカまでに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(4)アからカまでに定める額

(5) 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体(変更認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。)第57項(1)アからケまで、同項(2)アからカまで及び同項(3)アからカまで(住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあっては、同項(4)アからカまで)に定める床面積の合計(同項(3)アからカまでに定める床面積の合計を算定する場合にあっては、住宅・非住宅

<p>一消費性能適合性判定の申請に対する審査</p>	<p>のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の特定建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの 12万3,000円</p>
<p>63 建築物省エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能に対する審査</p>	<p>(1) 特定建築物の非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の変更 31万5,000円</p> <p>(2) 特定建築物の非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の変更 12万3,000円</p>
<p>64 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年)</p>	<p>(1) 特定建築物の非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更 31万5,000円</p>

年国土交	輕微		
通省令第	變更		
5号) 第11	証明		
条の規定	書交		
に基づく	付手		
建築物エ	数料		
ネルギー			
消費性能			
確保計画		(2) 特定建築物の非住宅部分	
の軽微な		のエネルギー消費性能が省令	
變更に関		第1条第1項第1号ロに定める	
する証明		基準に適合するものとして提	
書の交付		出され、又は通知された建築	
		物エネルギー消費性能確保計	
		画の軽微な變更 12万3,000	
		円	
65 建築物省建	建築	申請1件につき、建築物1棟ごと	
エネ法第物エ	に、次に掲げる建築物等の区分に		
34条第1項ネ	ル応じ、それぞれ次に定める額を合		
の規定にギ	ー算した額		
基づく建消	(1) 一戸建ての住宅又は住宅・		
築物エネ性	非住宅複合建築物（住宅部分		
ルギー消向	（建築物省エネ法第11条第1		
費性能向計	項に規定する住宅部分をい		
上計画の認	う。以下この項から第67項ま		
認定の申	でにおいて同じ。）を有する建		
請に対す	築物（一戸建ての住宅及び共		
る審査	同住宅等を除く。）をいう。以		
料	下この項から第67項までにお		
	いて同じ。）の住宅部分		
	ア・イ 〔略〕		
	(2) 共同住宅等又は住宅・非住		
	宅複合建築物（一戸建てであ		
	るものを除く。）の住宅部分		
	ア 床面積(7)・(イ) 〔略〕		
	(住宅部		
	分の設計		
	一次エネ		
	ルギー消		

63 建築物の建	建築	申請1件につき、建築物1棟ごと	
エネルギー物エ	に、次に掲げる建築物等の区分に		
一消費性ネ	ル応じ、それぞれ次に定める額を合		
能の向上ギ	ー算した額		
に関する消	(1) 一戸建ての住宅又は住宅・		
法律(平成性	非住宅複合建築物（住宅部分		
27年法律向	（建築物省エネ法第11条第1		
第53号。以	項に規定する住宅部分をい		
下「建築物認	う。以下この項、次項及び第65		
省エネ法」申	項において同じ。）を有する建		
請	築物（一戸建ての住宅及び共		
という。）手	同住宅等を除く。）をいう。以		
第29条第1	下この項、次項及び第65項に		
項の規定	おいて同じ。）の住宅部分		
に基づく	ア・イ 〔略〕		
建築物エ	(2) 共同住宅等又は住宅・非住		
ネルギー	宅複合建築物（一戸建てであ		
消費性能	るものを除く。）の住宅部分		
向上計画	ア 床面積(7)・(イ) 〔略〕		
の認定の	(住宅部		
申請に対	分の設計		
する審査	一次エネ		
	ルギー消		

費量（省
令第1条
第1項第1
号イに規
定する設
計一次エ
ネルギー
消費量を
いう。第
67項(4)
において
同じ。）を
省令第12
条第2項
第2号の
数値とす
る場合
は、共用
部分（省
令第4条
第3項第1
号に規定
する共用
部分をい
う。第67
項(4)に
おいて同
じ。）の床
面積を除
く。イに
おいて同
じ。）の合
計が300
平方メー
トル以下
のもの

費量（建
築物エネ
ルギー消
費性能基
準等を定
める省令
（平成28
年経済産
業省・国
土交通省
令第1号。
以下この
項、次項
及び第65
項におい
て「省令」
という。）
第1条第1
項第1号
イに規定
する設計
一次エネ
ルギー消
費量をい
う。第65
項(4)に
おいて同
じ。）を省
令第12条
第2項第2
号の数値
とする場
合は、共
用部分
（省令第
4条第3項
第1号に
規定する
共用部分

イ [略]	
(3) 住宅部分を有しない建築物 又は住宅・非住宅複合建築物 の非住宅部分（当該建築物又 は非住宅部分のエネルギー消 費性能が省令第10条第1号イ (1)及びロ(1)に定める基準に 適合するものとしてされた認 定申請に係るものに限る。）	
ア [略]	
イ 床面積 の合計が 300平方 メートル を超える もの	(ア) 31万5,000円 (イ) 1万9,000円
(4) 住宅部分を有しない建築物 又は住宅・非住宅複合建築物	

	をいう。 第65項 (4)にお いて同 じ。)の床 面積を除 く。イに おいて同 じ。)の合 計が300 平方メー トル以下 のもの
イ [略]	
(3) 住宅部分を有しない建築物 又は住宅・非住宅複合建築物 の非住宅部分（建築物省エネ 法第11条第1項に規定する非 住宅部分をいう。以下この項、 次項及び第65項において同 じ。）（当該建築物又は非住宅 部分のエネルギー消費性能 （建築物省エネ法第2条第2号 に規定するエネルギー消費性 能をいう。以下この項、次項及 び第65項において同じ。）が省 令第10条第1号イ(1)及びロ (1)に定める基準に適合する ものとしてされた認定申請に 係るものに限る。）	
ア [略]	
イ 床面積 の合計が 300平方 メートル を超える もの	(ア) 40万6,000円 (イ) 3万円
(4) 住宅部分を有しない建築物 又は住宅・非住宅複合建築物	

		の非住宅部分（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）
		ア [略]
	イ 床面積	(ア) <u>12万3,000円</u>
	の合計が	(イ) <u>1万9,000円</u>
	300平方メートルを超えるもの	
		(5) [略]
66	建築物省建築エネルギー法第36条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査料	申請1件につき、建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額 (1)～(5) [略]
67	建築物省建築エネルギー法第41条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している申請の認定の申請料	申請1件につき、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1)～(6) [略] (7) 住宅部分を有しない建築物（当該建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） ア [略] イ 床面積 (ア) <u>31万5,000円</u>

		の非住宅部分（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）
		ア [略]
	イ 床面積	(ア) <u>16万1,000円</u>
	の合計が	(イ) <u>3万円</u>
	300平方メートルを超えるもの	
		(5) [略]
64	建築物省建築エネルギー法第31条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査料	申請1件につき、建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額 (1)～(5) [略]
65	建築物省建築エネルギー法第36条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している申請の認定の申請料	申請1件につき、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1)～(6) [略] (7) 住宅部分を有しない建築物（当該建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） ア [略] イ 床面積 (ア) <u>40万6,000円</u>

対する審査	の合計が	(イ)	1万9,000円
	300平方メートルを超えるもの		
	(8) 住宅部分を有しない建築物（当該建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）		
	ア [略]		
	イ 床面積	(ア)	12万3,000円
の合計が	(イ)	1万9,000円	
300平方メートルを超えるもの			
(9)・(10) [略]			

備考

- 1～11 [略]
- 12 第65項の手数料の額は、申請1件につき、同項金額の欄(ア)に定める額とする。ただし、同項に規定する事務に係る申請に関し、市長が別に定める者があらかじめ建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、第65項金額の欄(イ)に定める額とする。
- 13 第65項に規定する認定の申請に併せて、建築物省エネ法第35条第2項の規定による申出をする場合の手数料の額は、1件につき、第65項の手数料の額に第7項又は第8項に規定する額を加算した額とする。
- 14 第66項に規定する変更の認定の申請に併せて、建築物省エネ法第36条第2項の規定により準用する建築物省エネ法第35条第2項の規定による申出をする場合の手数料の額は、1件につき、第66項の手数料の額に第7項又は第8項に規定する額を加算した額とする。
- 15 第67項の手数料の額は、申請1件につき、同項金額の欄(ア)に定める額とする。ただし、同項に規定す

対する審査	の合計が	(イ)	3万円
	300平方メートルを超えるもの		
	(8) 住宅部分を有しない建築物（当該建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）		
	ア [略]		
	イ 床面積	(ア)	16万1,000円
の合計が	(イ)	3万円	
300平方メートルを超えるもの			
(9)・(10) [略]			

備考

- 1～11 [略]
- 12 第63項の手数料の額は、申請1件につき、同項金額の欄(ア)に定める額とする。ただし、同項に規定する事務に係る申請に関し、市長が別に定める者があらかじめ建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、第63項金額の欄(イ)に定める額とする。
- 13 第63項に規定する認定の申請に併せて、建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出をする場合の手数料の額は、1件につき、第63項の手数料の額に第7項又は第8項に規定する額を加算した額とする。
- 14 第64項に規定する変更の認定の申請に併せて、建築物省エネ法第31条第2項の規定により準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出をする場合の手数料の額は、1件につき、第64項の手数料の額に第7項又は第8項に規定する額を加算した額とする。
- 15 第65項の手数料の額は、申請1件につき、同項金額の欄(ア)に定める額とする。ただし、同項に規定す

る事務に係る申請に関し、市長が別に定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準（建築物省エネ法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。）に適合すると認めた場合にあつては、同項金額の欄（イ）に定める額とする。

る事務に係る申請に関し、市長が別に定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準（建築物省エネ法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。）に適合すると認めた場合にあつては、同項金額の欄（イ）に定める額とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月25日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定に係る事務の手数料の額を定めるとともに、所要の整備をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第56号

宮古市公民館条例の一部を改正する条例

宮古市公民館条例（平成17年宮古市条例第187号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																																														
<p>(利用の許可)</p> <p>第4条 公民館(宮古市中央公民館にあっては、貸室又は交流プラザ)を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 利用者は、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5又は別表第6に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮古市中央公民館</td> <td>宮古市宮町一丁目1番30号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第7条関係)</p> <p>1 宮古市中央公民館の貸室及び交流プラザ使用料</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">1時間当たりの使用料</th> </tr> <tr> <th>午前9時から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11" style="text-align: center; vertical-align: middle;">貸室</td> <td>会議室1</td> <td style="text-align: center;">400</td> <td style="text-align: center;">610</td> </tr> <tr> <td>会議室2</td> <td style="text-align: center;">400</td> <td style="text-align: center;">610</td> </tr> <tr> <td>会議室3</td> <td style="text-align: center;">400</td> <td style="text-align: center;">610</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td style="text-align: center;">1,220</td> <td style="text-align: center;">1,830</td> </tr> <tr> <td>音楽スタジオオ1</td> <td style="text-align: center;">400</td> <td style="text-align: center;">610</td> </tr> <tr> <td>音楽スタジオオ2</td> <td style="text-align: center;">500</td> <td style="text-align: center;">760</td> </tr> <tr> <td>運動スタジオオ1</td> <td style="text-align: center;">400</td> <td style="text-align: center;">610</td> </tr> <tr> <td>運動スタジオオ2</td> <td style="text-align: center;">610</td> <td style="text-align: center;">910</td> </tr> <tr> <td>和室1</td> <td style="text-align: center;">400</td> <td style="text-align: center;">610</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	宮古市中央公民館	宮古市宮町一丁目1番30号	[略]		区分	名称	1時間当たりの使用料		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	貸室	会議室1	400	610	会議室2	400	610	会議室3	400	610	多目的ホール	1,220	1,830	音楽スタジオオ1	400	610	音楽スタジオオ2	500	760	運動スタジオオ1	400	610	運動スタジオオ2	610	910	和室1	400	610	<p>(利用の許可)</p> <p>第4条 公民館を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 利用者は、別表第2、別表第3、別表第4又は別表第5に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮古市中央公民館</td> <td>宮古市築地一丁目3番9号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	宮古市中央公民館	宮古市築地一丁目3番9号	[略]	
名称	位置																																														
宮古市中央公民館	宮古市宮町一丁目1番30号																																														
[略]																																															
区分	名称	1時間当たりの使用料																																													
		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで																																												
貸室	会議室1	400	610																																												
	会議室2	400	610																																												
	会議室3	400	610																																												
	多目的ホール	1,220	1,830																																												
	音楽スタジオオ1	400	610																																												
	音楽スタジオオ2	500	760																																												
	運動スタジオオ1	400	610																																												
	運動スタジオオ2	610	910																																												
	和室1	400	610																																												
	名称	位置																																													
	宮古市中央公民館	宮古市築地一丁目3番9号																																													
[略]																																															

	和室2	300	450
	創作スタジオ		
	オ	400	610
交流プラザ		1,010	1,520

備考

- 1 使用料を算定する時間には、準備及び原状回復に係る時間を含むものとし、1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。
- 2 午前9時前又は午後9時後に利用する場合の使用料の額は、その利用1時間までごとに、午後5時から午後9時までの利用時間に係る使用料の額とする。
- 3 交流プラザの使用料は、占用して利用する場合に限り、徴収する。

2 附属設備使用料

(単位：円)

区分	単位	使用料
ドラムセット	1台	200
キーボード	1台	100
アンプセット	1台	100
シャワー	1回	200
ワークデスク	1台(1時間までごとに)	100

別表第3 (第7条関係)

(単位：円)

館名	区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
宮古市中央公民館分館	多目的ホール	760	980	1,420
	大会議室	760	980	1,420
	小会議室	320	320	440

別表第2 (第7条関係)

(単位：円)

館名	区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
宮古市中央公民館	大会議室	760	980	1,420
	中会議室	440	760	1,320
	和室	760	980	1,420
宮古市中央公民館分館	多目的ホール	760	980	1,420
	大会議室	760	980	1,420
	小会議室	320	320	440

	和室	320	320	440
[略]				

備考 [略]

別表第4 (第7条関係) [略]

別表第5 (第7条関係) [略]

別表第6 (第7条関係) [略]

	和室	320	320	440
[略]				

備考 [略]

別表第3 (第7条関係) [略]

別表第4 (第7条関係) [略]

別表第5 (第7条関係) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月25日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

宮古市中央公民館の位置を変更し、及び貸室等の使用料の額を定めようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第57号

高浜地区道路整備（その1）工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し
議決を求めることについて

令和元年9月24日に議会の議決（令和2年9月18日変更議決）を経た高浜地区道路整備（その1）工事の請負契約の締結に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び宮古市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年宮古市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

契約金額中「356,110,700円」を「367,230,600円」に改める。

令和3年2月25日提出

宮古市長 山本正徳

理由

現場精査による設計変更に伴い、契約金額を変更しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

参考資料

変更の概要

- 1 工事名 高浜地区道路整備（その1）工事
- 2 工事場所 宮古市高浜四丁目地内
- 3 工期 令和元年9月25日から令和3年3月31日まで
- 4 請負者 住所 宮古市宮町一丁目3番5号
名称 陸中建設株式会社
代表取締役 伊藤 峻

5 変更内容

- (1) 隣接工事との施工調整により、補強土壁工を減工し、及びプレキャスト防護柵工を増工するもの。
- (2) 歩行者の安全を確保するため、ガードパイプ下部に防跳板を追加するもの。
- (3) 地盤改良部にコンクリート構造物等が埋設されていたため、構造物撤去工を増工するもの。

変更内容	変更前数量	変更後数量	増減	変更金額
補強土壁工	1,358.0 m ²	1,324.0 m ²	△34.0 m ²	△1,207,186 円
プレキャスト防護柵工	173.0m	201.4m	28.4m	2,707,005 円
防跳板工	0.0m	89.0m	89.0m	2,855,427 円
構造物撤去工	218.0 m ³	334.0 m ³	116.0 m ³	1,721,113 円
その他現場精査				△157,631 円
諸経費				4,190,272 円
小 計				10,109,000 円
消費税				1,010,900 円
合 計				11,119,900 円



議案第58号

宮古市立河南中学校擁壁改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

宮古市立河南中学校擁壁改修工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び宮古市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年宮古市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 工事名 宮古市立河南中学校擁壁改修工事
- 2 工事場所 宮古市河南一丁目地内
- 3 契約金額 233,200,000円
- 4 請負者 住所 宮古市八木沢三丁目11番5号
名称 株式会社菊地建設
代表取締役 菊地 和弘

令和3年2月25日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市立河南中学校擁壁改修工事の請負契約を締結しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

参考資料

工事の概要

- 1 工事名 宮古市立河南中学校擁壁改修工事
- 2 工事場所 宮古市河南一丁目地内
- 3 工期 令和3年3月23日から令和4年3月17日まで
- 4 主な工事内容
 - (1) 施工延長 $L = 252.2 \text{ m}$
 - (2) 道路土工（掘削工） $V = 3,900 \text{ m}^3$
 - (3) 道路土工（盛土工） $V = 770 \text{ m}^3$
 - (4) 地盤改良工（深層混合処理工法） $L = 30.4 \text{ m}$
 - (5) 法面工（植生シート） $A = 1,490 \text{ m}^2$
 - (6) 大型ブロック積擁壁工 $A = 701 \text{ m}^2$
 - (7) 排水構造物工（側溝工） $L = 374 \text{ m}$
 - (8) 舗装工 $A = 1,454 \text{ m}^2$